

船橋市財務会計システム兼公営企業会計システム
更新業務仕様書

令和5年4月

船橋市

目 次

| | |
|----------------------|----|
| 1. 業務内容 | 3 |
| 2. システムの対象範囲 | 5 |
| 3. 要求事項 | 6 |
| 4. システム非機能要件 | 8 |
| 5. システム環境要件 | 10 |
| 6. 開発スケジュール、開発体制 | 11 |
| 7. 保守体制 | 12 |
| 8. 納品物 | 12 |
| 9. 個人情報の保全及び保護に関する事項 | 12 |
| 10. 留意事項 | 13 |

1. 業務内容

(1) プロジェクト管理

業務計画の策定及びその進捗管理を行うこと。問題発生時は市と協議の上で解決に努めること。

(2) 要件定義

本仕様書及び業務詳細要求事項に基づき、本市へのヒアリング等によって業務要件の理解、疑義の解消、提案書記載事項との整合性確保等を行い、本業務システムを構築するにあたって予め明確にしておくべき事項を洗い出すこと。なお、受注者側の担当者は、要件把握にあたり、自治体の財政事務全般の用語、法令、基本的な考えなどについて、十分な知識を有すること。

(3) システムの構築

必要な要件を備えた新システムを構築し、設定、稼働確認まで、通常運用までに必要となる全ての作業を行うこと。併せて、システム構築に必要なソフトウェア等を調達すること。また、連携システムの担当者が必要な打ち合わせおよびテストを行うこと。

(4) データ移行

必要なデータを現行システムから新システムへ移行すること。

① 移行計画

移行作業の作業分担について、提案書に明記すること。

移行結果の確認等は発注者と受注者が共同で実施するものとするが、原則として、システムへの取込作業、本市より提供されるデータの加工は受注者側にて行うこととする。

② 移行時期

システム移行起案、並行稼働の有無、移行のための現行システム停止日時について、提案書に明記すること。

③ 移行対象

本市において必要となる項目は下記項目を想定しているが、パッケージソフトの円滑な稼働をするために必要な項目が他にある場合については、提案書に明記すること。

- ・ 令和6年度当初予算編成データ
- ・ 令和6年度決算統計調査表（本表）データ
- ・ マスタデータ（職員、所属、会計、歳入科目、歳出科目事業、歳計外・基金名称、相手方情報【70,000件】、事務事業）

- ・起債台帳データ【1, 600件】
- ・仕訳区分データ
- ・備品台帳データ【158, 000件】
- ・公有財産管理データ
- ・固定資産台帳データ【土地：7, 500件 建物：2, 300件】
- ・業者台帳データ
- ・契約台帳データ【19, 500件】
- ・公営企業会計データ（予算科目（収入科目、支出科目）、勘定科目・残高、仕訳パターン、固定資産台帳）

（5）運用試験

市が新システムの試験を行うにあたり、その支援を行うこと。

（6）操作研修

市職員を対象に、操作研修を実施すること。なお、研修場所は本市で用意。

①本稼働開始前にサブシステム毎の操作研修を実施すること。サブシステム毎の研修対象者は資料2によることを予定している。

②操作研修後に発生した問い合わせについても業務に支障がないよう、対応すること。

③研修に必要なデータや研修資料を用意すること。なお、研修場所、スクリーン、ネットワーク接続に係る機材、講師用 PC、職員用 PC 等は本市で用意する。

（7）システム本稼働後の操作支援

①システム本稼働後の初回本番時は稼働立会いを行い、システムの状態チェックや操作等の問合せに対応すること。また、システムを円滑に運用するにあたって必要な支援を行うこと。

②市職員からの電子決裁の操作方法の問い合わせについては、本稼働開始から3か月間、開庁日の9時から17時まで受託者にて全て対応すること。

なお、原則として電話対応とするが、メールやチャットボット等であっても即時対応ができればその限りではないため対応方法の詳細を提案書に明記すること。

（8）システム本稼働後の運用支援及び保守

①定常作業

- ・構築したシステムについて、正常に稼働するために必要な本市への運用支援及び保守を行うこと。実施する運用支援及び保守内容については提案書に明記すること。
- ・実施した運用支援及び保守内容について、本市と受託者とで半年に1回の実施頻度で定例会を開催し、報告を行うこと。また、改善の提案を行うこと。

②非定常作業

- ・障害が発生した際にシステム及びデータの復旧を行うこと。また、必要に応じて暫定的な対応を行うこと。
- ・画面・帳票レイアウトや表示内容の軽微な修正を行うこと。
- ・本市からの仕様に関する問い合わせ、システム改修についての見積依頼、ユーザーでは実施できないデータ抽出について対応すること。
- ・クライアント・Webブラウザの仕様について、新しいOS、ブラウザを導入した場合は、システムの対応について市と協議すること。
- ・セキュリティリスクが発生した（する可能性が発覚した）場合、システムへの影響を考慮の上、パッチの適用等必要な作業を行うこと。

2. システムの対象範囲

財務会計システム

- | | |
|-------------|------------|
| ・職員情報 | ・予算編成 |
| ・予算管理 | ・起債管理 |
| ・債務負担行為 | ・電子バインダー |
| ・起案決裁審査（電子） | ・起案決裁審査（紙） |
| ・歳入 | ・歳出 |
| ・検査検収 | ・定期支払 |
| ・例月旅費 | ・歳計外基金 |
| ・出納 | ・源泉徴収 |
| ・相手方 | ・備品 |
| ・決算資金 | ・契約管理 |
| ・業者管理 | ・決算見込み |
| ・決算統計・予算分析 | ・財産管理 |
| ・公会計連携 | |

公営企業会計システム

- | | |
|-----------------|----------------|
| ・企業（職員情報） | ・企業（予算編成） |
| ・企業（基本・予算管理） | ・企業（電子バインダー） |
| ・企業（起案決裁審査）（電子） | ・企業（起案決裁審査）（紙） |
| ・企業（収入） | ・企業（支出） |
| ・企業（契約管理） | ・企業（検査検収） |

- ・企業（出納）
- ・企業（定期・旅費・源泉）
- ・企業（固定資産）
- ・企業（相手方）
- ・企業（決算管理）

※ システム名称は本市独自のものであり、別紙「業務詳細要求事項」を満たすものであれば、提案するパッケージシステム内のサブシステム名称は問わない。

3. 要求事項

(1) システム共通要求事項

| | | |
|--------|----|---|
| ライセンス | 1 | ユーザーについて、ライセンス上は無制限に作成できること。 なお、ユーザー数毎の料金体系である場合は、9,000名で積算すること。公営企業会計システムについては、100名で積算すること。 |
| システム | 2 | WEBシステムであること |
| システム | 3 | WEBブラウザは MicrosoftEdge または Googlechrome が利用できること。 |
| システム | 4 | クライアント端末へのインストール必須のソフトウェアがないこと。 |
| システム | 5 | システムの全ての部分について、同一ユーザーで複数ログオンした場合でも、セッションを維持したままそれぞれのブラウザで処理が行えるなど動作に不具合のないこと。 |
| システム | 6 | 全ての帳票を画面上でプレビューできること。 |
| システム | 7 | 全ての帳票を PDF ファイルとして出力できること。 |
| ログイン画面 | 8 | ログインする前の認証画面に、システムメンテナンス等の通知を記載し、情報共有ができること。 |
| ログイン画面 | 9 | ログイン直後に利用者の電子決裁未決件数や通知の未読件数などの情報が表示されること。また、そこから関連業務へ遷移可能であること。 |
| ログイン画面 | 10 | ログイン直後に利用者に届いている通知の最新情報が表示されていること。 |
| メニュー画面 | 11 | 利用者の権限に応じて、使用できる業務のみがメニュー上に表示され、使用できない業務は表示されないこと。 |
| メニュー画面 | 12 | メニュー画面にて業務名称の部分一致検索や複数キーワード検索で対象業務を絞り込み表示できる業務検索機能を有すること。 |
| メニュー画面 | 13 | ユーザーごとに必要な機能や使用頻度の高い機能だけをメニュー表示できる機能を有すること。 |
| 業務画面 | 14 | 各業務画面上のヘルプボタンを押下することで、PDF 形式の操作マニュアルを画面上で参照できること。また、カスタマイズに伴い操作マニュアルを修正した場合、修正内容を反映した操作マニュアルを画面上で参照できること。 |

| | | |
|-------|----|--|
| 業務画面 | 15 | 各業務画面を開いた状態でも、メインメニューに戻ることなく他の業務に移れること。 |
| 入力補助 | 16 | 各業務画面で、必須入力項目は色分け等によって任意入力項目と明確に区別されていること。また、必須項目入力に入力されていない場合、該当する項目が明確にわかること。 |
| 入力補助 | 17 | データ入力に伴うエラーチェック機能を有していること。 |
| 入力補助 | 18 | 各業務画面で、選択入力を行う項目については、プルダウンで選択が行えること。 |
| 入力補助 | 19 | 日付入力時に、直接入力とカレンダーから選択する方法が選べることとし、カレンダーは当該月とその前後の3か月が表示できること。また、市役所の休日、金融機関の休日、口座振替日等の設定が業務に応じてできること。なお、存在しない日付及び業務上誤った日付は入力できないこと。 |
| バッチ処理 | 20 | 大量帳票出力やデータ一括更新などのバッチ処理やファイル取込処理はサーバで操作をすることなく、クライアントの画面から行えること。 |
| バッチ処理 | 21 | 実行したバッチ処理の一覧を参照できること。また、開始・終了時刻も参照できること。 |
| 検索 | 22 | 各業務画面に一覧表示された検索結果は、CSV形式でのデータ出力ができること。 |
| 検索 | 23 | 検索条件により、一度に表示可能な検索結果の数が上限に達する場合は、同じ検索条件で続きからの検索を行うことができるなど、同一検索条件での全検索結果を表示できること。 |
| EUC | 24 | システム利用者が条件を指定してデータベースからCSVファイル形式またはPDF形式でデータを抽出できる画面があること。 |
| EUC | 25 | データベースの抽出対象はシステムで利用する全テーブルであること。 |
| EUC | 26 | データ抽出の際に年度や日付、所属コードなどの入力を補助する機能があること。 |
| EUC | 27 | データを抽出するためのアクセス権限を設定できること。 |
| EUC | 28 | 財務会計システムにて蓄積されているデータから、適正な経理を実施しているか調査するためのデータ抽出などの支援機能を有していること。 調査対象データ例： 同一所属、同一業者において取引実績が一定件数（金額）を超える伝票 異動前後で、同一職員から同一業者に発注している伝票 |

| | | |
|--------|----|--|
| | | システムの操作時間が休日出勤日や夜間帯などに起案された伝票 |
| 運用保守 | 29 | 各画面の項目名称については、プログラム改修なしで修正できること。 |
| 運用保守 | 30 | システムで使用する用語、メッセージ、定数等をオンライン画面からメンテナンスできること。 |
| 運用保守 | 31 | システムの起動及び停止処理で異常が発生した場合、運用保守作業員に対しその旨をメール通知できること。 |
| セキュリティ | 32 | パスワードの変更を促す機能を有すること。 |
| セキュリティ | 33 | パスワードの最低長の設定ができること。 |
| セキュリティ | 34 | パスワードの有効期間を設定できること。 |
| セキュリティ | 35 | パスワードの複雑さの設定ができること。 |
| セキュリティ | 36 | 一定回数連続して誤ったパスワードでログインを試みた場合、アカウントをロックする機能を有すること。また、ロックされたアカウントのロック解除を本市ができる機能を有すること。 |
| セキュリティ | 37 | 全てのデータの登録・変更ログをユーザー単位で採取し、検索できること。 ※SE 保守での対応も可とする。 |

- (2) 各システム業務詳細要求事項
別紙、資料1のとおり

4. システム非機能要件

(1) 性能・拡張性

以下の要件を満たすこと。また、5. システム環境要件を参照し、必要なシステム機器のスペック及び構成を提案書に明記すること。

①性能目標値

- ・通常時オンラインレスポンス
通常時のオンラインレスポンス及び電子審査は1秒以内とすること。(ネットワーク転送時間は含まない。)
- ・アクセス集中時のオンラインレスポンス
業務繁忙等によるアクセス集中時のオンラインレスポンスタイムは、5秒以内とすること。電子審査においては3秒以内とすること。(ネットワーク転送時間は含まない。)
- ・通常時バッチレスポンス順守度合い
通常時のバッチレスポンスは再実行の余裕が確保できること。
- ・アクセス集中時のバッチレスポンス順守度合い
アクセス集中時のバッチレスポンスは再実行の余裕が確保できること。

②業務処理量

- ・ユーザー数

情報システムの実利用者数は、9,000人程度を想定して対応すること。

- ・同時アクセス数

(最大)同時アクセス数は、5,500台程度を想定して対応すること。

- ・データ保存期間

10ヵ年の利用を想定して、データ保存・随時照会が可能であるディスク容量で仮想サーバを構築すること。

- ・公営企業会計システム

実利用者数は100人程度を想定して対応すること。また、同時アクセス数は、50台程度を想定して対応すること。

(2) 可用性、信頼性、保守性

以下の前提条件で目標値を満たせること。可用性、信頼性、保守性の確保について提案書に明記すること。

①目標値

- ・稼働率

年間のシステム稼働率は99.9%とすること。なお、サーバ環境及びネットワーク環境に起因する場合はその限りではない。

- ・RPO (目標復旧地点) (業務停止時)

業務停止を伴う障害が発生した場合は、障害発生時点までのデータ復旧を行うこと。

- ・RTO (目標復旧時間) (業務停止時)

業務停止を伴う障害が発生した場合は、2時間以内での復旧を行うこと。なお、サーバ環境及びネットワーク環境に起因する場合は、その復旧に時間がかかったときはその限りではない。

- ・RLO (目標復旧レベル) (業務停止時)

業務停止を伴う障害が発生した場合は、全システム機能の復旧を行うこと。必要に応じて、機能ごとに優先度を設けて復旧を行うこと。

②前提条件

- ・運用時間

平日・休日等ともに24時間終日の稼働とすること。システム保守等のために計画停止を行う場合はその限りではない。

- ・冗長化

システム機器は冗長化構成とすること。

- ・拡張性

業務処理量が増大した場合にスケールアウト等で対応できること。

- ・バックアップ

必要に応じてシステム内部データの個別バックアップを行うこと。その際、原則として後述するクラウド基盤サービスの機能を利用すること。内容について提案書に明記すること。

- ・監視

必要に応じて予防保守及び障害検知のためのシステム監視を行うこと。その際、原則として後述するクラウド基盤サービスの機能を利用すること。内容について提案書に明記すること。

5. システム環境要件

(1) クライアント環境

- ・クライアントについて、既存の端末を利用するものとし、新規で調達を行う必要がないこと。なお、既存の端末の仕様については下記のとおりとする。

OS : Windows10 1709 以降、及び Windows11

CPU : Intel Core i3-6100U

メモリ : 4GB 以上

ディスプレイ : 27型ワイド液晶

解像度2560×1440 (WQHD) 以上

入力端子 HDMI1.3 以上

※OS 及びブラウザについて、メーカーのサポート期限を目安に、定期的に更新を予定している。

- ・クライアントの画面解像度に依存しないこと。
- ・全ての帳票について、クライアントがネットワーク経由で接続する複合機から印刷できること。

(2) ネットワーク環境

- ・本庁、拠点間広域イーサネットが 10Mbps であっても快適に動作し、トラフィックを圧迫しないシステムであること。
- ・本システムで利用する機器は、直接インターネットへ接続することが不可能である。なお、LGWAN への接続は可能である。
- ・システムの全ての部分について、Windows のドメイン環境における DomainUsers 権限かつ、ユーザーアカウント制御無効状態で動作すること。
- ・ユーザーがクライアントのローカルドライブをエクスプローラーで閲覧できない環境で、問題なく動作・運用が可能なこと。また、ネットワークドライブ上に直接ファイルが保存可能であること。

(2) サーバ環境

- ・本業務で導入するサーバについては、原則として本市が別途用意するクラウド基盤

- サービスの仮想サーバを利用すること。
- ・クラウド基盤サービスの概要、調達範囲、責任範囲等については別紙「船橋市クラウド基盤利用に係る要件等」を確認すること。なお、本サービスの仮想サーバについては、遠隔バックアップ機能も利用可能である。
- ・クラウド基盤サービスを利用するにあたって、クラウド基盤ベンダの打ち合わせや調整、サーバ設定作業を行うこと。

(4) システム運用環境

- ・市職員用の試験用環境として、日次で本番機と同期する検証機、任意のタイミングで本番機と同期（SE 作業、同期のタイミングについては都度調整）する検証機をそれぞれ用意すること。画面の色調は本番機含めてすべて異なること。
- ・システム画面からユーザーが任意のSQL文を入力して、データベースから必要な情報を出力する機能（テーブルや抽出条件が制限されるEUCや受注者が予め用意したSQL文を実行する形式は認めない。）がない場合、日次で本番機と同期する検証機において同等の作業ができるような仕組みを発注者と協議のうえ構築すること。なお、「ユーザーでは実施できないデータ抽出について」の保守対応が2時間以内に完了する保守体制である場合はその限りではない。提案書に対応方法を記載すること。
- ・システム本稼働後にシステム改修を行う場合等のシステム開発用環境は原則として受託者の社内環境とし、本市試験用環境を用いた開発は必要最低限とすること。

6. 開発スケジュール、開発体制

(1) 開発スケジュール

資料2の事業スケジュールに対応したシステム開発等のスケジュールの提案を行うこと。詳細なスケジュールは契約後に本市と受託者で協議する。

(2) 開発体制

- ① 作業にあたっては、全体を統括する責任者を設置し、作業内容及びスケジュールを踏まえて、円滑に作業を実施できる体制を整備すること。また、作業スケジュールに応じて、要員の増減、常駐についても検討し、体制図とともに、各要員の責任や役割分担について提案書に明記すること。なお、常駐場所は本市が用意する。
- ② 作業する要員は、仕様書に定める全作業内容を理解し、実施するために必要な知識、能力を有すること。
- ③ 開発に必要なハードウェア等、環境整備、作業場所（本市が提供する場合を除く。）等開発に要する一切の経費は、全て受託者の負担とする。

7. 保守体制

システム導入後の保守体制

- ① サービス拠点の住所、連絡先、対応可能人数を提案書に明記すること。
- ② 調達したソフトウェアについて5年間の保守対応ができること。また、サードパーティの製品であっても稼働の最終責任を負うこと。
- ③ システム及び導入する全ての機器について、原則として平日 8 時 30 分～17 時 30 分に保守ができること。なお、障害の状況によっては夜間または土日の対応ができること。
- ④ 市からの問い合わせには 30 分以内で電話やメールによる 1 次対応ができること。
- ⑤ 遠隔監視・保守を実施する場合、ネットワーク機器、回線（IP-VPN 等の閉域網とし、インターネット VPN は不可）、監視端末等は全て用意すること。なお、セキュリティ対策（入退室管理等の物理的対策、ログ管理や端末ログイン管理等の技術的対策、教育等の人的対策等）について詳細に提案書に明記すること。

8. 納品物

以下の納品物のうち、資料については紙による資料を 2 部、電子データ（DVD-ROM 等による媒体）にて 2 部を作成すること。

- ① 要件定義書
- ② システム構築、データ移行に関わるドキュメント(設計書、計画書、報告書、本市と受託者との打ち合わせ議事録等)

9. 個人情報の保全及び保護に関する順守事項

(1) 個人情報の機密保持

受託者は、本受託業務に関連して直接又は間接に知り得た一切の内容を、受託作業期間のみならず、その終了後も第三者に漏えいしてはならない。

(2) 再委託の禁止または制限

- ① 個人情報の漏えいを防止するため、受託者は本受託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、当該業務の一部についてやむを得ず第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容、業務執行場所を本市に書面で提出し、本市の承認を得なければならない。

- ② 再委託を受けた者に対してもこの仕様書を厳守させなければならない。
- (3) 個人情報の目的外使用及び第三者への提供の禁止
- ① 受託者は、本受託業務に係る個人情報を本業務以外の用途に使用してはならない。
 - ② 受託者は、本受託業務に係る個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。
- (4) 個人情報の取り扱い
- 作業場所、個人情報等の保管場所、個人情報等の搬送方法については、あらかじめ本市の承認を得なければならない。これを変更するときも同様とする。
- (5) 個人情報の複写及び複製の禁止
- ① 受託者は、本受託業務に係る個人情報を本市の許可なく複写、または複製してはならない。
 - ② 本市の許可を受けて複写したときには、本受託業務の終了後、直ちに複写した個人情報を消去し、再生または再利用ができない状態にし、本市に個人情報の消去に関する報告書を提出すること。

10. 留意事項

- (1) 受託者は、本件委託業務遂行にあたり、定期的に会議を開催し、進捗状況その他必要事項について報告すること。また、打ち合わせや会議における議事録を作成すること。
- (2) 受託者は、必要に応じ本市に設計内容の説明を行い、了承を受けること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項および本業務を遂行する上で新たに発生した事項については、本市および受託者が十分な協議を行った上で実施すること。